

平成24年門真市教育委員会第5回定例会

開催日時 平成24年5月23日（水） 午後1時30分

開催場所 市役所第2別館（教育委員会）3階 第1会議室

議事日程

- | | |
|------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第22号 門真市立門真市民プラザ条例施行規則の制定について |
| 日程第4 | 議案第23号 門真市奨学条例施行規則の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第24号 門真市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第25号 門真市学校適正配置事業実施方針の一部変更について |
| 日程第7 | 議案第26号 門真市立公民館運営審議会委員の委嘱について |
| 日程第8 | 議案第27号 門真市立図書館協議会委員の任命について |
| 日程第9 | 諸報告 |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

出席委員

委員長	長澤 信之
委員長職務代理者	藤原 定壽
委員	山北 昭子
委員	磯和 均
教育長	三宅 奎介

事務局出席職員

教育次長	柏木 廉夫
学校教育部長	藤井 良一
生涯学習部長	柴田 昌彦
学校教育部次長	西口 孝
生涯学習部次長	渡辺 勤
学校教育部総括参事	中野 旬史

学校教育部教育総務課長	山 敬史
学校教育部学校教育課長	苗代 敏男
学校教育部学校教育課参事	上甲 尚
学校教育部学校教育課参事	岩佐 美奈子
学校教育部学校教育課参事 兼教育センター長	満永 誠一
生涯学習部地域教育文化課長	脊戸 隆
生涯学習部スポーツ振興課長	丹路 保浩
図書館長	秋月 康宏

長澤委員長 開会宣告 午後 1 時31分

日程第 1 会議録署名委員の指名

長澤委員長より 磯和 均 委員を指名

日程第 2 会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3 議案第22号 門真市立門真市民プラザ条例施行規則の制定について

門真市立門真市民プラザ条例施行規則の制定について、脊戸地域教育文化課長が次のように説明した。

議案書 1 ページをご覧ください

本規則の制定は、門真市立門真市民プラザ条例の施行について必要な事項を定めるにつき、制定いたすものでございます。

同じく議案書 2 ページ以降をご覧ください。

第 1 章総則第 1 条におきましては、本規則の趣旨について規定しております。

第 2 章第 2 条から第 20 条にかけましては、門真市立青少年活動センターについての記述になっております。

市民プラザ 3 階に移設を予定しております、同センターには、絵画、工作などの創作活動や、作品の展示会、また、簡易な化

学実験などにも使用可能な創作室が2室、少人数での楽器演奏や合唱などの練習が可能な本格的防音を施した練習室が3室、青少年によるダンス、演劇、合唱などの練習や発表、会議・研修もできる防音を施した多目的室が2室、及び活動前後の待ち合わせや休息また、掲示板を置くことで、講座の周知などができるフリースペース、サークルが少人数で打合せができる出入り自由なミーティングルーム、自習のための学習室及び事務室などの屋内施設と、門真市民プラザ体育館西側に予定しております、ボーイスカウト等がテント張りの練習等ができる野外活動練習場がございます。また、音響設備等の附属設備についても整備いたします。

具体の条文でございますが、第2条は開館時間及び休館日の変更の通知を規定いたしております。第3条は、センターの利用にあたっての事前登録、第4条は利用許可の申請、第5条は、予約システムによる申請を規定しました利用許可申請の特例、第6条は、予約システムにより利用許可を受けたことの確認、第7条は許可書の交付等を規定しております。第8条は、学習室の利用許可について規定しております。

第9条は利用の辞退を、第10条は、特別設備の設置等の申請、第11条、第12条、第13条及び第14条では、職員の立ち入り、入館の制限、利用者の遵守事項、入館者の遵守事項を規定しております。第15条、第16条では、汚損等の届出、利用後の点検を、第17条、第18条、第19条では、利用料金の納付の特例、利用料金の還付、利用料金の減免を規定しております。第20条では、附属設備等の利用料金について規定しております。

つづきまして、第3章第21条から第25条は門真市立生涯学習センターについての記述になっております。

同センターには、1階に視聴覚室、2階に小会議室が1室、研修室が2室、会議室が3室、多目的室、集会室、IT・視聴覚室、和室、プレイルーム、自習のための学習室と事務室を、市民プラザ敷地東側部分に平屋の陶芸木工室がございます。

具体の条文ですが、第21条は、開館時間等の変更の通知、第22条および第23条は利用許可の申請等、予約システムによる利用の申請を規定しました利用許可申請の特例を規定いたしております。

第24条は、利用料金の減免につきまして規定しております。なお、第25条では、本規則のうち、第3条、第6条から第18条

までの規定を生涯学習センターに準用することの規定となっております。

つづきまして、第4章第26条から第31条は門真市立門真市民プラザ体育館についての記述となっております。

同体育館には、1階に剣道場、柔道場、相撲場そして休憩に供します談話室が、2階には全面的いし片面使用が可能な体育室がございます。

具体の条文ですが、第26条は、開館時間等の変更の通知を、第27条から第29条は利用許可の申請等、予約システムによる利用の申請を規定しました利用許可申請の特例、予約システムにより利用許可を受けたことの確認を規定しております。

第30条では利用者の遵守事項を規定しております。第31条では、本規則の第3条、第7条、第9条から第12条まで、第16条から第18条まで、及び第24条の規定を門真市立門真市民プラザ体育館に準用することの規定となっております。

つづきまして、第5章第32条から第35条は門真市立門真市民プラザグラウンドについての記述となっております。

第32条は、開場時間等の変更の通知、第33条及び第34条は、利用許可の申請等、予約システムによる利用の申請を規定しました利用許可申請の特例を規定しております。

第35条では、本規則の第3条、第7条、第9条から第12条まで、第16条から第18条まで、第24条、第29条及び第30条までの規定を門真市民プラザグラウンドに準用する規定となっております。

つづきまして、第6章雑則第36条におきましては、この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定めることを規定いたしております。

なお、附則といたしまして、本規則の施行日を平成25年4月1日とすること、昭和63年門真市教育委員会規則第3号門真市立青少年活動センター条例施行規則、平成18年門真市教育委員会規則第18号門真市立生涯学習センター条例施行規則、昭和44年門真市教育委員会規則第1号門真市立門真市民プラザ体育館条例施行規則及び平成18年門真市教育委員会規則第19号門真市立門真市民プラザグラウンド条例施行規則を廃止することを規定しております。

また、委員会が指定管理施設の管理業務を行う場合に、本規則の条項を準用する、委員会による管理の特例に係る手続きの

準用を規定しております。

なお、最後に別表第1には、門真市立青少年活動センター附属設備利用料金を、また、各種申請書及び届出書の様式を規定しております。

磯和委員： 門真市民プラザの最初の定義について、青少年活動センターと生涯学習センターと体育館とグラウンドが含まれていることは理解しました。図書館分館と教育センターは別に扱うと思うんですが定義で言うと、図書館分館は門真市民プラザの中にある施設とは説明しないのですか。図書館分館は門真市民プラザと併設なのですか。案内する場合に門真市民プラザ内とは違うのですか。門真市民プラザの中に図書館分館や教育センターがあるというのは定義としてはおかしいのですか。

脊戸地域教育文化課長： おっしゃるとおり、併設という形になり、改めて規定はしていませんが、今回指定管理を来年度から導入することもあり、このような規則の記載となっております。条例では図書館、分館の記載をしております。

磯和委員： 今回の規則には記載がないが、条例には記載があるということですか。ということは図書館分館が市民プラザの中に含まれているという認識でいいのですか。

脊戸地域教育文化課長： はい。あと条例では公益活動支援センターの記載もしております。

柴田生涯学習部長： 条例では図書館分館、他部署の市民公益活動支援センターが市民プラザの中に入っております。指定管理に委ねる以外の施設は、それぞれの今までの条例に依拠することとしております。指定管理をする部分のみ別にまとめ、生涯学習センターで施行規則を新たに設定させていただきました。

長澤委員長： 市民プラザと表現した場合、機構を意味するのか、それとも建物を意味するのですか。

柴田生涯学習部長： 今まで市民プラザという名称はありませんでした。現在市民プラザグラウンド、市民プラザ体育館各々に場長、館長を置い

ております。総合的に指定管理する際に総括責任者ということで施設長を想定し、敷地内、建物の枠を越えて包括する形で市民プラザと謳っております。今後くすのきさつき園が入ってきた場合も市民プラザに入りますが、指定管理以外のということになります。教育センターは公の施設ではなく公共機関という扱いになるので指定管理にはなりませんし、市民プラザ条例の中にも入っておりません。市民プラザ条例とそれぞれの条例で運用するものと分けております。従いまして、くすのきさつき園については指定管理の対象外ですので、市民プラザとは別の条例で運営されることとなります。

長澤委員長： 機構上は市民プラザという名前は出てこないのですか。

柏木教育次長： 機構上では市民プラザという名称は存在しておりません。図書館につきましては、分館という形で門真市立図書館条例が対象でございます。図書館の分館という扱いで市民プラザ図書館は位置づけられております。教育センターも教育センター条例に基づく施設なので、市民プラザは複合施設としての総称ではあり、組織は別物として考えております。

[全委員異議なく、議決]

日程第 4

議案第23号 門真市奨学条例施行規則の一部改正について

門真市奨学条例施行規則の一部改正について、苗代学校教育課長が次のように説明した。

議案書26ページからでございます。

今回の改正につきましては、外国人登録法の廃止に伴い、施行規則の一部改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、27ページからです。

改正前（願書の提出）第2条(1)の下線部分「又は外国人登録済証明書」を削除しております。

また、28ページより様式の新旧対照表がございます。下線部が改正箇所となっております。

殿から様の変更は、総務部の法務課より、文書表記の統一のために一部改正の際に変更を依頼されたものです。

[全委員異議なく、議決]

日程第 5

議案第24号 門真市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について

門真市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について、苗代学校教育課長が次のように説明した。

議案書41ページからでございます。

今回の改正につきましては、私立幼稚園就園奨励に係る幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第3条第3項に定める補助区分の変更、及び補助限度額が引き上げられたことに伴い、私立幼稚園就園奨励の充実を図るため、一部改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、42、43ページでございます。

補助金額を旧別表の下線部から新別表の下線部に改めるものであり、全区分で増額されております。

なお、この規則は、公布の日から施行し、この規則の改正後の門真市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則別表の規定は、平成24年度分の門真市私立幼稚園就園奨励費補助金から適用し、平成23年度分の門真市私立幼稚園就園奨励費補助金については、なお従前の例によるものでございます。

長澤委員長： 申請はまだ始まっていないのですか。

苗代学校教育課長： まだです。

[全委員異議なく、議決]

日程第 6

議案第25号 門真市学校適正配置事業実施方針の一部変更について

門真市学校適正配置事業実施方針の一部変更について、藤井学校教育部長が次のように説明した。

平成20年12月8日に門真市学校適正配置審議会（第3次）答

申の具体的提言4の第五中学校校区の小学校校区再編については、第二京阪道路が開通することにより地域の分断や通学路の安全性等が懸念され、生活圏に大きな変化をもたらすこと、四宮小学校の校舎が北巢本小学校及び東小学校と比較して古く、耐震性についても十分でないことなどの理由から第二京阪道路の北側校区は北巢本小学校、南側校区は、東小学校の校地・校舎を活用するとしておりました。

また、門真市学校適正配置事業実施方針のうち、具体的提言2の第四中学校校区、第五中学校校区の再編について及び具体的提言4の第五中学校校区の小学校校区再編については、平成22年9月21日の教育委員会において一体的に実施すると変更したところでございます。

しかしながら、四宮小学校校区については、平成22年3月に第2京阪道路が全線開通した後の状況は、地域での大きな混乱もなく推移しており、児童が横断することになる当該道路側道についても、信号や歩道の整備により円滑な通行が可能となっており、安全性が確保されています。また、平成23年度には、改修等の将来的な対策の必要性は残るものの、四宮小学校の耐震工事が完了し、当面の児童の安全が確保され、安心して通える環境が整備されております。

そのほか、平成24年1月に四宮小学校存続を求める住民の会より、四宮小学校存続に賛同する4,841名の会員名簿が提出され、東小学校についても具体的提言2により校区の分割が実施された場合、東小学校の自治会数がほぼ半減することなどの理由により、反対意見が寄せられました。

これらの門真市学校適正配置審議会（第3次）以降の状況の変化を踏まえ、門真市学校適正配置実施方針（第3次）のうち具体的提言2及び具体的提言4に係る部分については、一からの検討事項とするとともに、答申で指摘された学校規模の問題、四宮小学校の校舎老朽化の問題等は引き続き検討を要する課題であるため、今後、第四中学校校区及び第五中学校校区の児童生徒数の推移や通学路の状況、地域の意見等をふまえて検討していく所存であります。

そのため、門真市学校適正配置事業実施方針につきましては、具体的提言2及び4を削除し、新たに附帯事項2として「第四中学校校区と第五中学校校区の再編については、児童数や校区の状況、地元の意見等を考慮した上で、今後再検討する。」と

いう文言を追加する一部変更をお願いするものでございます。

長澤委員長： 市民への周知方法についてはどのように考えていますか。

藤井学校教育部長： この変更については広報及びホームページにおいて周知する予定です。

長澤委員長： 広報については見やすい形で検討してください。市民の方が見られた時にこれだけだとわからない。

藤井学校教育部長： ご意見承りました。

長澤委員長： この内容だけではわかりにくいです。四中・五中の再編について改めて再検討するという附帯事項がついていますが。

藤原委員長職務代理者： この実施方針の内容は、第二京阪道路を作る際にうまく進められるように検討してきたが、今ではある程度安全性もあるし、うまく進んでいるのではないか、ということになっている。

それよりも今後この方針の内容をいつまでにするのか、それがいつ出てくるのかというのが大きな問題のような気がします。だからこの内容を読んでも、それがわからないので市民からたくさん意見が出てくるのではないですかね。詰め部分のここには載っていません。以前はいつ頃に何をするかが載っていたが、それが白紙になったということはそれが消えたということだから、それをこれからしっかり考えておかないといけません。先程委員長もよくわからないとおっしゃっていたのは、その辺のことだと思います。

藤井学校教育部長： 第三次適正配置事業実施方針のうち具体的提言5については今後も着実に進めていくということでございます。そのことと併せて新たに答申以降の状況を踏まえた上で、第五中学校区で残っている課題等も含めて再度検討していくかを順次検討していきたいと考えております。

[全委員異議なく、議決]

日程第 7

議案第26号 門真市立公民館運営審議会委員の委嘱について

門真市立公民館運営審議会委員の委嘱について、脊戸地域教育文化課長が次のように説明した。

議案書47ページをご覧ください。

門真市立公民館運営審議会委員の任期が平成24年6月30日をもって満了のため、社会教育法第30条第1項及び、門真市立公民館運営審議会条例第2条に基づき委嘱するものでございます。

同じく48ページに門真市立公民館運営審議会委員名簿を記載しておりますのでご覧ください。

[全委員異議なく、議決]

日程第 8

議案第27号 門真市立図書館協議会委員の任命について

門真市立図書館協議会委員の任命について、秋月図書館長が次のように説明した。

議案書49ページからです。

このたび、大阪府立門真西高等学校校長の山崎政範委員、門真市PTA協議会の高松真由美委員、絵本ことの葉会の山腰百合子委員が退任されたことに伴い、その後任として議案書50ページの大阪府立門真西高等学校校長の大西雅美氏と門真市PTA協議会の川村早余子氏、絵本ことの葉会の石原正子氏を門真市立図書館協議会条例第2条の基準に基づき任命するものです。

なお、任命期間としては、前任者の残任期間とし、教育委員会の議決後から平成25年6月30日までとするものです。

[全委員異議なく、議決]

長澤委員長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号 1 平成24年度学校基本調査の結果について

平成24年度学校基本調査の結果について、中野学校教育部総括参事が次のように説明した。

諸報告資料1ページです。小学校の基本統計のまとめになります。

小学校につきましては、児童数は今後も引き続き、減少傾向が続くものと思われ、平成24年度は昨年より301名減の6,474名になっております。

学級数につきましては、今年度支援学級が3減も含めて、9学級減の254学級になっております。

教職員数は総計402名で、養護教諭定数については、今年度新たに門真みらい小学校に心身の健康への適切な対応加配が1名配置されており、計15名。栄養教諭等については、五月田小に昨年度から食の指導への対応加配が1名配置され11名、事務職員については、計27人の配置、内12名は要準加配であり、1名は事務部門の強化対応に関する加配が引き続き二島小に配置されています。門真みらい小学校には新採の養護教諭、速見小学校には新採の事務職員を配置しております。

教員の平均年齢は、昨年より1歳上がり、38.7歳でございます。

2ページは教諭の年齢構成表です。中間層いわゆる40代ですが、相変わらず少ないものの徐々に増加してきている状況となっております。なお、61歳以上の職員は、再任用教員です。

次に3ページは中学校基本統計のまとめでございます。

中学校につきましては、昨年度に比べ生徒数は26名増加がして3,548名、学級数は、1学級減で114学級、教職員数は10減で240名、教諭については、6名減で207、養護教諭、事務職員については1名減、栄養教諭等については昨年と同数でございます。

事務職員につきましては、複数加配が二中、要準加配として門真はすはな中、三中、四中、五中、七中についております。

教諭の平均年齢は、昨年とほぼ同じで41才。新規採用教員は10名配置しております。

教諭の年齢構成は4ページでございます。中間層が大変少ない状況となっているのは昨年と変わっておりません。なお、61歳以上の職員は、再任用教員です。

5, 6ページについては、各学校・各幼稚園の教員数、児童数、生徒数、園児数の一覧です。

番号 2 門真市学力向上対策委員会設置要綱の制定について

門真市学力向上対策委員会設置要綱の制定について、苗代学校教育課長が諸報告資料に基づき、次のように説明した。

諸報告資料7ページからでございます。

本要綱は、門真市の子どもたちの学力向上を図るための取組・施策を検証し、具体的な提言を示すものでございます。

平成25年度より、各学校で提言に基づく取組を進めます。

番号 3 門真市新体育館・生涯学習複合施設建設基本構想・基本計画策定委員会設置要綱について

門真市新体育館・生涯学習複合施設建設基本構想・基本計画策定委員会設置要綱について、脊戸地域教育文化課長が諸報告資料に基づき、次のように説明した。

門真市新体育館及び文化会館、図書館機能を有する複合施設の建設につきまして、その基本構想、基本計画を策定するため本委員会を設置するものでございます。

磯和委員： 諸報告5ページの表の左側の数字について、今回これが初めてだと思いますが、1の門真小から14の門真みらい小までで、おそらく北小学校が抜けて数字を詰めて門真みらい小を後ろにつけた。中学校は門真はすはな中が21で第六中がぬけて第七中を詰めて今回のようになったのかと思いますが、これは整理番

号と考えていいのか。

中野学校教育部総括参事： 従来は、新しい学校ができた場合は番号を後ろにつけていたので、もう一度確認させていただきますが門真はすはな中は一番最後ではないかなと思います。

長澤委員長： この番号は便宜上つけたのですか。府の基本統計でも番号がありますか。

中野学校教育部総括参事： 2種類あり、府に提出する際に欠番になったところに新しい学校を入れてくださいといわれる場合があります。当市では提出する際は新しい学校は後ろにつける場合がほとんどです。もう一度確認させていただきますが、おそらく門真はすはな中は最後です。

長澤委員長： この件については、はっきりさせておいてください。市民から新しい学校は何番目につけるのかを聞かれたことがありますので。

中野学校教育部総括参事： わかりました。

長澤委員長： 諸報告2のところ、第3条の学力向上対策委員会の委員について次に掲げる者のうちから選ぶとなっているが、校長会を代表する者や教頭会を代表する者となっているが、諸報告3の委員は最初から何かの委員がついている。これは何か違いがあるのか。それかたまたま担当課が違ったからこのような表現になったのか。最初から委員がついているのはあまり見た事がない。例えば社会教育委員であれば社会教育を代表する者とか。そのあたりはこれでいいのですか。

脊戸地域教育文化課長： 新体育館・生涯学習複合施設建設のほうでございますが、現に社会教育委員の中から選んでおり、他にもそれぞれ審議会委員、協議会委員から選んでおり、その委員会から出ていただいておりますのでこのような表現になっております。

長澤委員長： (6)、(7)は団体の中でこのような委員の名称がついている方々はおられるのか。(5)までは公職だが、(6)(7)(8)は公職では

ないですが。

脊戸地域教育文化課長：　そうですね。(6)(7)は公職ではございませんので本来は代表する者にするほうが。

長澤委員長：　文言を変えたほうがいいのではないですか。その委員の中の人がこのを見たときに委員かそうでないかの話が出るかもしれないので。

柏木教育次長：　代表する者に訂正させていただきたいと思います。

長澤委員長　　閉会宣言　　午後2時26分

門真市教育委員会会議規則第25条の規定により署名する。

門真市教育委員会

委員長　長澤　信之

署名委員　磯和　均